

広島市告示第148号

令和7年3月28日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 有 効 期 限
西広島歯科医院	広島市西区己斐本町一丁目24-7 藤田ビル203号	令和7年3月14日	令和13年3月13日
ほりお歯科クリニック	広島市安佐北区亀山三丁目24-15	令和7年3月1日	令和13年2月28日